

## 会 議 記 録

会議名称	平成 27 年度第 1 回 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会
日 時	平成 28 年 3 月 24 日 (木) 午前 10 時 01 分～午前 10 時 55 分
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
委員出席者	小林義明、森仁司、遠藤雅晴、伊藤重夫、小林三郎、清水汎、明石文子、濱野實、大澤俊、藤枝宏友、戸嶋哉寿男、根本尚之、作佐部靖子、三村豊（田中直樹代理）、松見光、福川康、袖山みゆき、河野俊義、上田政也、荻窪警察署職員（矢崎哲也代理）、鬼崎裕一、北風進（以上敬称略）
幹事出席者	井上純良、武田護、堀川直美、出保裕次、清水泰弘、青木則昭
委員欠席者	渡邊泰次（鹿野修二 代理）、玉村彰孝、立入聖堂、山田滉、小林善和、高橋博、清水豪、藤田洋二（以上敬称略）
会議次第	<p>I 会長挨拶</p> <p>II 新委員紹介</p> <p>III 議題</p> <p>1 災害時要配慮者対策に関する平成 27 年度検討のまとめ</p> <p>2 平成 28 年度検討の課題について</p> <p>(1) 検討課題</p> <p>(2) 検討態勢</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 福祉救援所の指定について</p> <p>(2) その他</p>
資 料	<p>○杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿 (平成 28 年 3 月 1 日現在)</p> <p>資料 1 災害時要配慮者対策に関する平成 27 年度検討のまとめ (案) (別紙 1～5 含む)</p> <p>資料 2 平成 28 年度検討の課題</p> <p>資料 3 福祉救援所一覧</p> <p>参考資料 知っておきたい！「災害への備え」</p>

保健福祉部管理課長	<p>それでは、定刻になりましたので、平成27年度第1回杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会を開催させていただきます。</p> <p>では、開会に当たりまして、まず会長のほうからご挨拶のほう、お願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、おはようございます。協議会の会長を仰せつかっております会長でございます。</p> <p>きょうはちょうど寒の戻りと申しますか、ちょっと寒い折でございますが、ご参集いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>話は変わりますが、先般、東北大地震から5年目ということで、あの恐ろしかった地震の、また津波の恐ろしさを再度再確認したというようなことがございました。私どもがただいま協議しております災害時要配慮者というのは、そういった地震の中では大変弱い立場の方々でございます。その方々に対して、震災時どのようなことが私どもとしてできるのかと。また、地域としてどのようなことができるのかということが大変大きな課題になっておるわけでございます。これにつきましても、安心できる体制を現実的なものとしてつくっていかなきゃならないだろうと考えているところでございまして、第一部会、第二部会で1年間にわたってさまざまなご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>きょうはそれぞれの部会から、これまでの検討の結果、それからまた来年度どのようなことをやるかということについてのご議論をいただきたいというふうに考えているところでございますが、やはり考えてみますと、きょうは警察、消防の方も来ていただいておりますが、地域の方々と一緒にになりまして、犠牲者を最小限に食いとめていくというのがこの協議会の目的でございますので、ぜひ、現実には即したご意見等、ご議論を賜れば大変幸いだと、そう考えているところでございますので、きょうはよろしくおん願いをいたします。</p>
保健福祉部管理課長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、新委員のほうのご紹介をさせていただきます。こちらの会につきましては年1回ということになりますので、昨年からの変更という形になります。</p> <p>まず、委員ですけれども、訪問介護事業者の協議会の委員です。</p> <p>それから、荻窪消防署警防課長の荻窪消防署警防課長でございます。</p> <p>それから、高井戸警察署の警備課長の高井戸警察署警備課長でございます。</p> <p>あと、あわせまして、委員紹介ではないですけども、事務局側のほうも人事異動でかわってございますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>席次表をごらんいただければと思いますけれども、きょう進行しておりますけれども、私も昨年4月からかわりました保健福祉部管理課長の保健福祉部管理課長と申します。よろしくおん願いをいたします。</p> <p>それでは、障害者施策課長でございます。</p> <p>それから、防災課長でございます。</p> <p>それから、地域課長でございます。</p> <p>以上が昨年までと変更となりますので、よろしくおん願いをいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、ここからの議題につきましては、会長のほうにお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に従いまして進行させていただきたいと思います。</p> <p>最初に、災害時要配慮者対策に関する平成27年度検討のまとめでございますが、これは資料1となっておりますが、これにつきましてご報告をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日ごろから要配慮者事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。私のほうから、それではご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料1というのをごらんいただければと思います。「災害時要配慮者対策に関する平成27年度検討のまとめ（案）」となっております。先ほど会長のほうからお話がございましたように、こちらのほうの協議会、実質的な議論は、部会を設けて、そちらのほうで行っております。第一部会、第二部会、それぞれ年に2回、昨年8月、ことしの1月ということで、特定のテーマに基づきましてさまざまご議論をいただきました。そちらの議論の内容についてと今後の方向性ということでご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、第1としまして、第一部会の検討内容ですが、(1)震災時における要配慮者の搬送に関する支援ということで、こちら、後ろについております別紙1、2を用いましてご議論をいただきました。実質的な議論の中身としましては、ここに記しておりますように、震災救援所を中心とした要配慮者に対する搬送について、安否確認の具体的な流れと震災救援所、それからその先の収容といいますか、入る施設となります福祉救援所の備蓄品のリストをもとに、支援できる内容をそれぞれ確認いたしました。</p> <p>実質的な中身の議論といいますかご意見としましては、杉並区内は、ご存じのとおり、災害が起きた際に拠点となるのが震災救援所になります。その震災救援所を運営していただくのは地域の方々を中心に、さまざま学校関係者、区の職員ということになるのですけれども、こちらのほうで、いざ要配慮者の方に対する安否確認を実施し、その後、運ばなければならない、どこかに搬送しなければならない場合、具体的にはどういう手法があるのかということを中心にご議論をいただきました。</p> <p>(2)としまして、震災救援所及び自宅避難者への支援、こちらのほうについての議論を行いました。本年度見直しを行った震災救援所運営管理標準マニュアル、こちらの中の救護・支援部の活動マニュアルというものを参考に、各救援所にて定められている避難支援計画に基づきまして、安否確認チェックシートも使用した安否確認の手法などを確認いたしました。</p> <p>別紙3といたしまして、「震災救援所運営管理標準マニュアル」の一部、基本編というものと、それからあと、救護・支援部の実際のマニュアルをご配付いたしまして、議論を重ねていただいたところでございます。</p> <p>こちらのほうは、従来ありましたマニュアルが、救援所ごとに配付をして、それぞれ救援所ごとの特色を生かしたマニュアルに皆さんのお手元でカスタマイズといいますか、それぞれ特徴を生かしたマニュアルに変えていただいているのですけれども、ある程度年数がたったということで、ことし防災課のほうはこちらのほうを各救援所に配付しております。中で</p>

も、この救護・支援部の皆様方におかれては、私どもの取り組んでおります要配慮者に対する避難支援計画を策定していただいているということもありまして、今回のマニュアルでこの計画をこのマニュアルの中に盛り込みまして、実際その救援所ごとに取り組む要配慮者に対してのマニュアルの中に、もう計画をそのまま入れてしまおうという形でご配付いたしました。

こちらのほうで安否確認の手順、それからその後の取り組み内容についてまで、それぞれ具体的にご議論いただきまして、今後どのように活用していくかということでご意見をいただいたところでございます。

また、後ほど詳しくお話をいたしますが、各救援所に今収納しております要配慮者の台帳に加えて、この方々に安否確認を行う際に使用いたします安否確認チェックシートというものを新しく配付しております。こういったものを使用して、実際どういうことができるのかをご議論いただきました。

今後につきましては、各救援所における震災救援所運営管理標準マニュアル、この救護・支援部活動マニュアルのさらなる見直しですとか、それから取り組みが進んでいる救援所の事例等を踏まえて、実際この搬送を中心とするこの指針の作成に向けて検討を行っていかうということで、一応まとめたところでございます。

続きまして、第二部会の検討内容でございます。一つ目としまして、要配慮者に対する民間事業者と連携した支援ということでございます。別紙4をごらんいただければと思うのですが、こちらは部会のほうで実際配付をした資料ですけれども、これは昨年度の第2回目のときに実際ご配付して議論していただいたアンケートですが、さまざま民間事業所、介護ですとかその他障害者に関する民間事業所の皆様方に、実際どういったことが支援としてできるのかについてアンケートを実施いたしました。こちらのほうで出てきた答えを中心にしまして、区の対応を記載いたしまして、皆様方にご配付して議論を進めたものでございます。

災害時に民間事業者の方々が本来業務の一環として行う、利用者さんの安否確認の結果等について、実際その震災救援所とどのような形で情報の共有ができるかということを確認するとともに、各事業所がどこまで福祉救援所の機能をサポートできるかということを確認しております。

実際、皆様方の事業所で利用者さんの安否確認をした結果を、区のほうの震災救援所でも共有ができれば、震災救援所で行う安否確認作業そのものが軽減されるということがございます。そういった情報の共有をどこまでできるのかということを中心に、その他、実際震災救援所での避難生活を送ることが困難な要配慮者の方々については、事業所の皆様のご協力を得まして、どこまでそれぞれサポートができるのかを検討いたしました。

今後につきましては、各事業者さんの連絡会等を通じて、平常時から区や各事業所さんの顔の見える関係の構築を進めていかうということをご意見としていただきましたので、これを実施していくとともに、災害発生時にどのような形で、実際区と事業者さんが情報の共有をできるのかということを中心に深く検討しまして、支援の拠点となる震災救援所にて、情報の提供を含めてどのような連携を図ることができるかを改めて検討してい

こういうところでまとめたものでございます。

そのほか、その他としまして、実際、27年度におきまして、災害時要配慮者対策ということで区が取り組んだ中身のほうをご報告するとともに、今後の検討課題ということで、(2)番ということ、さまざまこちらのほうの課題の解決に向けた議論を行っていかうということになったものでございます。

そうしましたら、この別紙5ですね。こちらのほうにつきましては、区の取組状況を改めて私のほうからご説明させていただきます。別紙5をごらんいただければと思います。

災害時要配慮者事業に対する区の取組状況（平成27年度）ということで、今年度に区のほうで取り組みました、この要配慮者に対する個別具体的な中身をご説明させていただきます。

まず、1番目としまして、たすけあいネットワーク制度の見直しでございます。こちら、区のほうで取り組んでおります、要配慮者の方々に対して震災救援所に個人情報登録しまして、安否確認等を進めていかうという、地域のたすけあいネットワークという事業を展開しているのですけれども、こちらの中身、一部制度の見直しを行いました。

(1)としまして、個別避難支援プランの作成者の拡大ということでございます。ケアマネジャー・障害者相談支援専門員の方による個別避難支援プランの作成ができるということで、今年度4月から開始をいたしまして、1年で約50件の実績があるというものでございます。

こちらのほう、補足をいたしますと、従来ですと、このネットワークに登録をしていただきました区内在住の自宅にお住まいの要配慮者の方々につきましては、登録後、地域の民生委員さんが戸別訪問を行いまして、具体的にどういった支援が必要かを聞き取りさせていただいております。登録していただいた方の数だけプランができるということになるのですけれども、なかなかご訪問に対してコンタクトがとれないというようなことがございまして、この個別避難支援プランの作成率が現在約8割になっております。残りの2割を埋めるために、区内にあります居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんですとか、障害者相談支援専門員の方々にこの作成に携わっていただくことで、この作成率を上げていかうということで、今年度から新たに取り組みを開始いたしました。

(2)番としまして、安否確認チェックシートの登録者の情報の出力でございます。震災救援所に収納しております登録者の台帳というものは以前からあるのですけれども、これにあわせて、実際、安否確認を行う際に、それぞれ個人の帳票があったほうが便利だろうということで、以前からこの実は帳票のひな形というのは各震災救援所にご配付しておりました。こちらのほう、当然、使う際に当たりましては、個人の名前、住所等々を記載して聞き取りを行うということになりますので、台帳に記載しているそれらの情報を、事前にこのひな形のほうに落とし込んで、人数分用意していただければ、いざというとき、やはり使いやすいただろうというご意見をいただきましたので、今年度から、役所の庁内のシステムを一部修正して、こちらのほうを印字するようにしまして、各救援所に登録されている要配慮者の方々的人数分のチェックシートを作成して、改めて一緒に収納しているというものでございます。

2番目としまして、個人情報保護研修の実施でございます。昨年度から、この平常時に台帳を扱える方々を、個人情報保護研修を受講してくださった方と規定をしているのですけれども、こちらのほう、実際この方々をふやしていくのがこの支援の輪を広げることだということで、昨年度からこの研修の実施に当たりまして、かなり重点的に取り組みを行ってまいりました。要望のありました、各町会、自治会、それから防災会、その他さまざま、学校のPTAの集まりですとか、そういったところに、私どもが向かって行って研修を開催するという形で取り組んだところ、さまざまなどころでお声かけいただきまして、今年度に至りましては9回開催して、96名、約100名の方に受講していただいております。

3番目としまして、民生児童委員の皆さんに対する研修の実施でございます。こちら、平成27年9月4日にセッション杉並で民生委員さん全員を対象にしました研修を実施いたしました。従来から携わっていただいておりますたすけあいネットワークについて、いま一度、今般、法改正もございましたので、その制度の中身についてご説明するとともに、個人情報保護について改めて認識をしていただいて、研修を実施したものでございます。約400名の方が当日受講してござっております。

4番目としまして、GIS（地理空間情報システム）を利用した災害時要配慮者支援システムの運用を来年度から開始するというので、その準備等々を行ったものでございます。詳しく申し上げますと、今、庁内でこのGIS、地図情報、パソコン上の地図を利用して、さまざま業務を行っているのですが、こちらの庁内で使っているこのGIS、地図システム、地理空間情報システム、「すぎなみまっぷ」というものなのですけれども、こちらを使用しまして、地図データにおける最新の要配慮者情報を把握して、各救援所へ地図データの配付を行おうということで、こちらのほうも救援所のほうに現在配付を行っています。

台帳の更新が各年度で6月と12月になっておりますので、そのタイミングに合わせて、その時点で登録されている各救援所近辺の要配慮者の方々を地図に落としまして、実際、先ほどの安否確認チェックシートとともに、現在、救援所の台帳と一緒にキャビネットのほうに収納しているというものでございます。

(2)番としまして、実はこのシステムはパソコン上で当然動かすものなのですが、現在、救援所に入っているのは紙の情報ですが、当然パソコンのシステムで稼働するものですので、こういったものの稼働について、実際操作をできる職員、これは救援所に当たっております区の職員なのですが、この区の職員に対して、このシステムの操作の研修の実施を行いました。今後は改めまして来年度、また、会長、所長に詳しくご説明することになるのですが、このシステムを使うに当たりまして、学校で使っておりますどのパソコンを使って、具体的にどういう場所に置いてあって——学校ごとに違いますので、その起動についてはこういうことで、実際起動すると、要配慮者の方々の安否確認結果をこういう形で入力して、全ての救援所と災対本部で情報を共有しようというような形になっておりますので、それについての研修に加えて、実際操作について訓練等を通じて実施していこうということで取り組んでいるものでございます。

5番目としまして、震災救援所における要配慮者対応訓練の実施ござい

	<p>ます。昨年度まで、さまざま各救援所におかれましては、独自の訓練を取り組んでいただいているところですが、要配慮者に対する安否確認を中心とした訓練、それに加えて搬送の実施ですとか、そういったことを年度の中の救援所訓練に盛り込んでいただいております。今後その裾野を広げていくためにも、さまざまお声かけをこちらのほうからもさせていただいて、全ての救援所でこういった訓練に取り組んでいただければということで、ご協力のお願いをすることでございます。</p> <p>6番目としまして、たすけあいネットワークの未登録者に対する登録勧奨の実施でございます。実際、杉並区のほうで規定をしております要配慮者の中でも、避難行動要支援者と言われる方々、名簿に登載されている方々は約2万5,000名いらっしゃるのですが、この方々のうち既に登録されている約9,000名以外の、約1万6,000名に対して個別の勧奨を行いました。従来から取り組んでいる勧奨ですが、例年1月に実施をしております、今回も1月に実施して、約1,000名程度の登録につながっているところでございます。</p> <p>7番目としまして、「知っておきたい! 「災害への備え」」リーフレットの発行でございます。お手元に席上配付をいたしております、黄色い表紙の、A5判のリーフレットですが、要配慮者の中でも、おなかの大きなお母さん、それからあと、小さなお子さんを抱えたお母さん方に対して、具体的に災害が起きた際、起きる前に、どういった取り組みをしていただければいいのかということで、昨年度からさまざま検討を進めてきたものでございます。来年度より母子手帳の交付対象者に対しまして、さまざま配付物に加えてこちらのほうもご配付をいたしまして、いざというときのためにその啓発に役立てていこうというものでございます。</p> <p>昨年度取り組みました中身については、以上でございます。長くなりましたが、一旦ここで切らせていただきます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p>
	<p>ただいまのが昨年度、まあ、今年度でございますが、これまでの検討結果のご報告でございました。内容的にはなかなか複雑で、数多く盛り込まれておりましたけれど、何かご質疑等でございますでしょうか。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
第一部会座長	<p>いいですか。すみません。今の説明をしていただいた、最後の資料の別紙5ですか。このたすけあいネットワーク制度の見直しの(1)個別避難支援プラン作成者の拡大。28年2月29日現在、約50件。杉並区内には多分ケアマネというの、500人——あるいは500人と言わないけど、まあ、そのぐらいいますよ。障害者相談支援専門員、これも何十人かいらっしゃいますよね。どういうふうに区のほうでPRをなさったのか、あるいはケアマネもその事業者協議会みたいなところがあるので、どういう周知をされたのかわからないのですが、50件というのはどうなんですかね。どういうふうに区は評価されているのですか。</p>
事務局	<p>正直申し上げまして、実績とすれば、かなり低いと思います。本来であればもっと、3桁の数字で推移していくものと一応予想はしておりました。</p>

<p>第一部会座長</p>	<p>それで、これの導入といいますか、こういった形でこのケアマネ・相談支援専門員の皆さんがこのプランをつくれる状態になるのかというのをちょっとご説明させていただきますと、現在、こちらのほうの対象者に対しての個人情報というのは、民生委員さんに配られております。これは区の個人情報審議会を通しまして、個人情報のいわゆる事前の提供ということで、本人の承諾をいただいた提供先の一つとしてなっているのですが、原則であればこの民生委員さんそれぞれに情報が行きまして、それぞれ自分の担当地域の中の登録者の方々を訪問していただくということになっております。</p> <p>そこで、プランの作成ができない方々をじゃあどうやって救おうかということで考えたのがこの手法なのですが、まず、民生委員さんがこの方についてはケアマネさんに頼んだほうがよかろうという場合に、民生委員さんからその個人情報をケアマネのほうに連絡をいたしまして、じゃあ、私どものほうで作成をいたしましょうという形になりますので、まず情報の流れというのが、この対象の事業者の方々のケアマネさんのところに直接行かないものですから、そこで民生委員さんの判断が一度入るというものになります。そこで、件数がもうちょっと行くかなと思っていたのですが、思ったほどそこで依頼が伸びなかったというものになります。</p> <p>実際このケアマネの皆さんについての依頼ですとか、情報の流れを含めたやりとりにつきましては、実はきょうご出席をいただいています、(居宅介護支援事業者) 協議会の会長と昨年度来さまざま議論を重ねさせていただいて、実は事業者さんが区内に約160、あるのですが、そこに登録しているケアマネの皆さんに、居宅介護事業者連絡会会長を通じて、区のほうでこういった取り組みを行うので、可能な限り協力してほしいというような通達といいますか通知を出していただきまして、ご協力をいただいているところでございます。</p> <p>今、部会長おっしゃったように、件数とすれば私どもはもっと伸びると思ったのが、このくらいの件数でとまってしまったので、これはもっと周知が必要だろうということで、実は今月、民協の会長協のほうにお邪魔しまして、各地区、民協の地区協議会のほうで再度、制度の利用について周知を行って、翌年度からも機会を見て、この制度を使った上で、プランの作成率の向上についてご協力いただきたいという周知をしていければと考えております。</p> <p>いろいろ頑張してほしいと思うのですが、役所の総合力を駆使して、いわゆる保健福祉部の管理課だけじゃなくて、きょうも介護保険課長が出席されているし、高齢者の在宅支援課長もいらっしゃるし、それぞれの分野の中で、例えば地域包括支援センターを通して周知していますよ、これ。だけど、今現在50件しかないというのは、やっぱりどこか、民生委員の方の依頼というか、そういうことをおっしゃったけど、民生委員の先生方は今大変ですよ。これだけ高齢者の虐待の問題とか児童虐待の問題とか、いろんなことがあって、あるいは生活保護者がどんどんふえていくということがあって、正直言って、ここまで手が回らないというような現状もあるのではないかと。</p> <p>だから、そういった訪問系の事業者のネットワークというのを、もっと</p>
---------------	---



事務局	<p>関係者のほうが駆使して、ケアマネの人たちにその災害時の対応について知ってもらうという必要もあると思うんですね。あるいはヘルパーさんに知ってもらうとか。そういうことは常時役所のほうで情報を提供して、こういう登録とかプランの作成に協力してもらうような周知活動とか、そういう働きかけを積極的に来年度はやってほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>はい。</p>
保健福祉部管理課長	<p>私のほうから補足ということですが、今ご指摘もありましたように、一つは個別避難支援プランの拡大というものがあつたのですが、もう一つは、ご指摘のあつたように民生・児童委員の方の負担軽減というところを加味して、今回こういった制度をやつたのですが、やはりふたを開けてみると、民生委員さんのほうは自分たちで何とかやりたいという思いもあつたようで、なかなかケアマネジャーのほうにつなぐということは少なかつたんですけど、今後につきましては、先ほど言つたようにまた改めての周知というものをさせていただいて、区を挙げてこちらのほうの拡大に努めてまいりたいと考えてございます。</p>
第一部会座長	<p>よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>民生委員の委員と申します。民生委員を代表して私は出ていますので、ちょっと今のお話の件なのですが。</p> <p>民生委員の一番大きな区内での役割というのは、一つは、5年前になるのですが、もう6年前に始まつた「安心おたっしや訪問」という事業が1つあるのですが、これが一つ。もう一つは、このたすけあいネットワークの登録、個人の避難支援プランをつくるということが一番大きなところなんですね。そこからは、いろいろ、高齢者の方々と面識を持って、毎日の見守り活動を続けるのですが、さつき事務局がお話しされた中で、民生委員で避難支援プランをつくつたのが8割というところ（が問題）だと思うんですよ。私の担当地域で見ますと、なかなかその支援プランをつくれなかつたところはどこかというところ、原簿の2万5,000名の中の要介護1から5の方は、接点が少ないんですね、民生委員との。そこでケアマネジャーという話が出てきたと思うんですよ。</p> <p>私、個人的にも1件あつたのは、住所はこの住所に住まわれているということなのですが、もう（施設に）入所しているんですね。ただ、その方は入所していても、住民票は私の地域にありますので、その方とは連絡がとれない。これはその方がそういうお話しできる状況じゃないので、（登録手続）代行者というのがあるんですね。登録のために手を挙げて、この方をネットワークに登録しようという、代行者の方と連絡をとつていろいろ話をして、最終的にはどうなつたか、ちょっと私にはわかりませんが、名簿から外れたのですね。外れたというのは、やっぱり入所して住所を変えたかどうかというところ。</p> <p>こういう介護度が高い方とか障害の度合いが高い方というのは、なかなか面識をとれないので、ケアマネジャーであるとか、それから障害者の相</p>

保健福祉部管理課長	<p>談支援専門員の方にお願ひして、その登録に進めようということだったと思うんです。</p> <p>もう一つは、これはこれで、私、50名が多いかどうか、少ないというのはわからないのですが、新規に登録しますよというふうに手を挙げた方との接点が、ちょっと時間がずれてきて——ずれてというのは、期間が長くなった方。ただ1年行って会えなくて、もう2年になって、3年になってと、もう5年ぐらいになったら、なかなかもう対応がとれないというのが、一つ、私はあるんじゃないかと思うんです。</p> <p>さっき支援プラン作成が8割しかできていないというのは、私は今初めて聞いたのですが、私の地域ではやっぱり九十何%ということで個別避難支援プランが作成されているんですね。少しはまだ作成できていないのですが、やっぱり民生委員の意識というのは、確かに個人差というのはあるかも知れませんが、一つ考えていただきたいのは、その今お話しした、ちょっと長く連絡がとれていない方について、どう対応していこうというのを一つ考えていただきたいなという感じ。だから、もう、3年たって今来ましたよといったら、なかなか行きづらいところがあるんじゃないかというような感じが、私は一つするんですね。</p> <p>もう一つ、6番目なのですが、これも同じ件なのですが、原簿のほうは2万5,000名対象者としているということで、ここは増減はあると思うんですね。亡くなってしまったとか、転居されたとか、新たに介護が発生したとか。ここの増減はあるけども、いつもここは2万5,000名。それから、ネットワークの未登録者が1万6,000名というところで、今回1月に勸奨があつて、3月、民生委員の協議会の中で、私が個人的にいただいたのは4名なんですね。新規に登録しなきゃいけないところが。ですから、400名いたら1,500名ぐらいの、その新たに登録しなきゃいけないと思うのですが、いつも登録されているのが9,000名ということなんですけども、この2年間ずっと9,000名なんですね。ですから、もう少し詳しく、詳しくね、9,100名になったとか9,200名になったとか、ここのところをやっぱりちょっと、個人的には数字はわかりませんので、ちょっと掘り下げてやっていただいたほうが私はいいのじゃないかなというような感じがします。</p> <p>じゃあ、今の数のほうについてなんですけども、この登録につきましては、やはり東日本大震災を契機に一気にふえたという形で、それ以前はそこまでの数は、3,000名ぐらい、始めたころは。そこから——あと、原簿の登録者につきましても、昔は2万3,000という話が出ていましたので、一定程度、登録者といえますか対象者というのはふえているというような状況でございます。</p> <p>約9,000名なんですけども、確かに年度の途中なんですけども、お亡くなりになったりとか転居とかということで、8,900名台とかに落ちて、今、勸奨で1,000名ふえて9,000台という形になっているので、本当に、今は微減といえますか、微増しながら、上下を繰り返しながらふえているというような形の横ばい状態ということなので、大体、必要な方については、ある程度登録はしていただいているのかなという今状況ではあるんですけども、一時期減って、年度末の勸奨で一気にふえるというのが今の繰り返しというような状況でございます。</p>
-----------	---

<p>会長</p>	<p>はい。何かほかにはございますか。よろしゅうございますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。それでは、ただいま説明のありました、27年度の検討のまとめについては、了承ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございませうか。</p> <p>(了承)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議題の1のほうでございしますが終了いたしまして、続きまして、議題の2のほうでございしますが、平成28年度検討の課題についての説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。では、また引き続きまして、私のほうからご説明をさせていただきます。議題の2番、平成28年度検討の課題についてでございます。まず、資料2をごらんいただければと思います。こちらに基づきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、今年度、27年度検討した内容をまたおさらいをしたいと思います。第一部会のほうでは、まず1点目としまして、災害時要配慮者に対する搬送の実施体制についてを中心に検討を行いました。震災救援所や要配慮者の自宅等において救助や搬送が必要となった場合、その要請方法、連絡の方法、ほかの施設への搬送の手段の確保などを、具体的にどういったことができるのかについて、検討を行いました。</p> <p>2番目としまして、災害時要配慮者に対する避難生活の支援ということでございます。自宅や救援所、震災救援所で避難生活を送る要配慮者について、その中で避難スペースの確保や定期的な安否確認や相談・ニーズ把握の体制、避難生活用品の供給などの、そういった支援の体制について、具体的にどういったことができるのかを行なったものでございます。</p> <p>これを受けまして、翌年度、平成28年度について具体的にどういったことをさらに検討を深めていこうということですが、まず1点目としまして、災害時要配慮者に対する搬送に関する指針の作成でございます。要配慮者の自宅から震災救援所、それからその先に来ます緊急医療救護所等へ搬送が必要となった場合に、具体的にその要請や連絡の方法、その手段の確保などをまとめた指針を作成していこうというものでございます。</p> <p>実は平成25年度に検討を行いまして、平成26年度に平常時の取り組みから安否確認の方法までという、要配慮者の方々に対する取り組みの、まず入り口の部分の指針を作成いたしました。こういったものに引き続いて、今後はこの、いざ災害が起こった際に、具体的にその搬送等の手段、要請方法からその手段について、具体的に救援所等でごらんになっていただけるような指針を作成していこうというものでございます。</p> <p>2点目としまして、災害時要配慮者に対する避難生活の支援。これはタイトルとすると同じなのですが、具体的に災害が発生した場合に、要</p>

配慮者に対するこの安否確認を中心とした避難生活の支援、新たにシステムが入るといこともございますので、具体的にそのシステム、新たなツールを使って、どういったことが情報として共有できるのか、またその支援としてはどういったものややっていけるのかというのを、改めて皆さん方で議論を深めていこうというものでございます。

続きまして、第二部会ですけれども、今年度、27年度検討した中身が、民間事業所との連携をどういうふうに行っていくかというものでございました。区それから民間事業者、地域住民による役割分担を中心に、平常時の備え、災害時に対応等で分かりやすい情報の発信。それから、通信ツールが使えなくなった場合にどういった形で連絡をするか。例えばその後、事業者さんに協力を依頼する場合に、どういった形が一番いいのか、それのほか、区のほうで協定を結んでおります福祉救済所についてのマニュアル作成についてというようなことを議論させていただきました。

その中でも、先ほど検討の経過でも申し上げましたように、大きく出た意見の一つに、実際、顔の見える関係というのをやはり構築していかなければならないだろうということがございました。実際、こういった場、特に部会での議論の場を用いて、各事業者さんと区のほう、それから地域の救済所を運営して下さる地域の皆様方とさまざま意見を交換して議論をしているところですが、正直なところ、実際、区が、災害が起きた際に行えることというのは、事業所の中でも周知がされていない部分があったりですとか、区のほうでもなかなかそういった事業者さんの集まりに深く入り込んでいっていないかという部分もありましたので、そういったことを中心に今後検討していこうということになりました。

こちらのほうを受けて、翌年度、28年度については、この民間事業所との連携について、情報共有、サービスの提供、救護の支援等についてさらに深く議論していきましょうということで考えております。この区、民間事業者、地域住民による顔の見える関係づくりと、要配慮者に対する情報の共有を今後どういうふうにしていくのが一番良好な関係になるのかということを中心に、福祉救済所の機能をサポートするための、皆様方、民間事業者さんのお力を、どういった形でおかりできるのかというようなことを中心に、議論を深めていきたいと考えております。

これに加えて、この両方の部会に共有の、共通の課題ということで、一番下に記載しております、医療依存度の高い在宅療養者の避難行動体制の確立というものでございます。こちらのほう、実は災対本部のほうでは医療救護部というところが担当しております。これ、ふだんの所管でいきますと杉並保健所の部署になるのですが、既にもうこの在宅で医療依存度の高い方々、例えば人工呼吸器使用者ですとか人工透析器の患者さんについて、具体的に災害が起きた際、その避難行動支援にはどういったことができるのかということを検討していこうというものでございます。

実際、28年度以降、保健所のほうでは、そういった方々に対しての電源の確保、それからあと酸素ボンベ、医薬品等の確保について、具体的にこういった取り組みをしていこうというのを進めていくところがある程度決まっておりますので、そういったところの今後の進め方も受けまして、こちらのほうの要配慮者に対する支援に役立てていければというふう考えております。

<p>会長</p>	<p>今年度の検討結果と来年度の検討の方向性については、以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局のほうから、28年度の検討の課題とその中身についてご説明がありましたけど、今回の検討に当たりましては、やはりそれぞれの救護所の責任者の方々、それから現場の民間事業所の方々等々のご意見は、かなり重要なことになろうかと思っておりますので、ぜひ、これでは足りないのではないかとか、もうちょっとこの辺をやってくれないかとか、そういったところのご意見、ご質疑等がありましたら、よろしく願いをしたいと思います。</p>
<p>第一部会座長</p>	<p>ちょっと、また質問で。</p> <p>東京都が去年の8月か9月ぐらいに、B5判の、結構厚い、黄色い、防災ガイドブックみたいな、あれを配りましたよね。私も自宅ではもらっているのですが、なかなか開いて見るという機会はないのですけど。多分、都民全員に配っていると思うのですけども。ああいう防災のいろいろなガイドブックと、今回我々が検討している災害時の要配慮者のいろいろな対応策というのは、関連性という面ではどうなのですかね。区のほうでどういうふう理解しているんですか。あれは災害時要配慮者にも全員配っていますよね、全世帯に。なかなか、どこに置いちゃったかわからないようなご家庭もあるんじゃないかと思うのですけど、莫大な税金を使ってあれをやっているの。それと、この我々が今検討している対応策というのはどういうふうにつながっていくのかなと。</p>
<p>保健福祉部管理課長</p>	<p>私のほうからお答えさせていただきますけれども、「東京防災」につきましては、全都民対象ということで、結構一般的な内容のことが書いてあったと。各区の地図なども入っていましたが、中身につきましては、一般的な対応というものが中心なのかなというふうに思っております。</p> <p>で、ここの検討会につきましては、やはり災害時要配慮者ということなので、避難ですとか、そういったところに関して、1人ではなかなか行動が難しい方ということを対象にこの間検討しているということなので、一般的なちょっと健常者の方との対応は、ちょっと異なるということが一つあるかと思っております。</p> <p>「東京防災」につきましては、本当に、私のほうも、家にも送られてきて見ていましたけども、本当にある意味結構網羅的にいろんなものがあって、よくできているなというふうには思っておりますけれども、ただ、あれをもって、じゃあ、すぐ何か要支援のほうに、要配慮者のほうにつながるかということ、やっぱりそこの取り組みとはまた別なものなのかなということで、区としては、災害時要配慮者のために別途こういった協議会を設けて検討して、障害をお持ちの方それから高齢者の方に対しては特別な支援をしていくというような取り組みを進めていきたいというふうに思っております。</p>
<p>第一部会座長</p>	<p>いや、どうしてそういう質問をしたかといいますと、区も地域防災計画</p>

<p>会長</p>	<p>を改正して、いわゆる自宅避難というのを原則にしたわけですね。でも、一般の区民の方に、特に高齢者とお会いする機会が多いので、高齢者で介護保険の適用を受けているような方にいろいろ聞くと、震災救援所がある小学校の避難場所に行かなきゃいけないと。どうやったら行けるのだろうか、誰が助けてくれるのだろうかということを質問されるということが今でも結構あるんですね。</p> <p>で、基本的には自宅避難ということで、東京都も多分そういうふうには書いていると思うのですが、区のほうも、去年の9月ぐらいの広報を見ると、そういうふうには広報していますよ。でも、一般の区民の方はまだまだ、何が何でも小学校まで、あるいは中学校まで、震災救援所に行かなきゃいけないんだと思われている方が多いので、そこはやっぱり丁寧に役所のほうで、いろんなツールというか機会を通してPRしたほうがいいと思うんです。まあ、これは要望ですけど。</p> <p>それから、私が気になったのは、3番目の共通課題のところ、保健所との調整というのが出てきますけれど、これは、第一部会、第二部会のほかに、そういう議論をするときに、保健所の方々も入ってもらえるということていくわけね。</p>
<p>保健福祉部管理課長</p>	<p>はい。この部分につきましては、やはり災害時要配慮者、今まで医療救護の部分については別組織で検討していましたので、ここでは切り分けていたのですが、最近の議論の中でやはりどうしてもその医療救護所との関係というものが議題として多く出ていますので、そういったことも踏まえまして、来年度につきましては、改めてその医療救護部の方にも加わっていただいた検討というものをやっいていこうということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>事業所の方々のほうで何かございますか。救援所の方々も何か。これでもいいのかなというのがあったら。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>一つだけ。和泉学園の救援所の委員と申します。</p> <p>先日3月13日の日に、方南の5町会とそれから和泉の4町会で、まち歩きというのをやったんですね。専大高校にご支援をいただきまして、それで、そのときに各ブロックを歩いたのですが、方南は方南のほうの2ブロックですか、それから私たちは和泉のほうの和泉一丁目から四丁目までの2ブロックを歩いて、全部でもって、いろいろ、消火器が何本立っているか、それから消火栓がどのぐらいあるか。最近スタンドパイプを配られたので、消火栓がないとスタンドパイプを使えないので、そういうことも調べたり、それからまたマンホールを調べたり、歩いたんですね。</p> <p>そのときに、和泉の児童館の横にある震災救援所の倉庫の中に、方南町の方南小学校のいろんな物資が入っているんですね。と、災害が起きたときに、方南小学校から和泉までとりに来られるのかということはこの間は話をしていたのですが、その辺のところも考えていただきたいと。</p> <p>それからもう一つは、災害って昼間ばかり来るものじゃないから、夜はどうするんだと。それで、夜もたまには訓練したほうがいいのじゃない</p>

	<p>かというような話をしたんですが、なかなかそこまでいかない。</p> <p>それと、もう一つ、これはちょっと、ここには余り関係ないかもしれないんですが、杉並区は木密地区が多いですね。それで、何かあったとき、倒壊したときに火災が起きるようなことがあると重いますが、私の地域、和泉二丁目に今建て売りが1カ所で16軒、もう1カ所で9軒、それも20坪ぐらいのぎりぎりのところで建っているんですね。だから、これは建築課のほうで許可したのか。しなければ建たないんだけど、その辺のところを、何しろもう、手を出せば、隣の家にくっついちゃう。そういうところがだんだんふえてきて。そして、もう一つ、緑豊かな杉並区というけど、現在緑がどんどんなくなっています。家が建っちゃって。そういう細かい家がうんと建つので、そういうところを何か規制する方法がないかと。そうすると、多少の空き地も出てくるし、災害にまた強いまちになるのじゃないかと思います。</p> <p>それと、つい最近なのですが、今度環七から、新宿から来ている水道道路が環七から井の頭街道まで抜けますね。東京都がこれから10年でもって何とかするというので、50年前に計画線があったのですが、それをここ10年でやっていくというようなことで話が出ているのですが、そのところで、1軒取り壊したんですね、家を。そしてまたそこにアパートを建てるというのだけど、そこがちょうど7メートルぐらいひっかかるのかな。あそこは15メートルの道路になるというので。だから、そういうところも、何で許可になったのだろうと、おとといちょっと近所の人がそういう話を私のところに言ってきたんですが、建築課で許可しなきゃ、壊して建て直すということもないので、その辺のところも、要するに緑豊かな杉並区になるような、そうすると防火林にもなるし、そういうことも考えてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
防災課長	<p>すみません、私のほうから、最初の災害備蓄倉庫の話なのですが、以前、杉並区では災害備蓄倉庫、これは今、区内29カ所ありますが、これを整備して、震災時には震災救援所に備蓄品を持って行ってもらうという形をとっていたのですが、21年前の阪神・淡路大震災を受けまして、道路が凸凹状況になり、首都直下地震がおこれば、災害備蓄倉庫に行くことは困難だということで、各震災救援所に学校防災倉庫というのを今つくっているわけです。ただ、学校によっては大きさも大小ありまして、方南小は割と大きく、改築しましたので大きな倉庫はあるのですが、入り切らない物品がありますので、どうしても近くの災害備蓄倉庫に置かせていただいております。方南小の周りには、和泉児童館の災害備蓄倉庫しかないものですから、あそこにはしか備蓄できない形になっています。本来的には学校に全て入れたいのですが、やはりどうしても、なかなか空き教室もあるようでないものですから、そこは不便ですけども、やはり、災害備蓄倉庫に置かざるを得ないのかなと思っています。</p>
会長	<p>はい。それでは、建築関係のことについては答えられないな。多分答えられないので……</p>
委員	<p>いや、それはいいですよ。</p>

会長	いずれ……
保健福祉部管理課長	<p>あと、じゃあ、1点だけ。夜間の訓練というお話があったのですが、きょうはお見えになっていないのですが、以前たしか大宮中では、夜間訓練、震災救援所訓練の中でやっていたと思うので、それは各救援所の中での話し合いの中での、設定の関係だと思えますけれども、やってやれないことはないんですけども、なかなか、人の集まるとかそういうことを考えると、今、日中ということが中心ですけれども、そういったことを取り組んでいただければと思っていますし、区としまして、かなり昔ですけれども、夜間訓練ということを、平成四、五年ぐらいですかね、井草森公園を使ってやった時期もありましたので、やはり発災の時刻によっては確かに違うことは事実ですので、そういったシミュレーション的な訓練というのも必要なのかなというふうには思っております。</p>
会長	<p>はい。区長が今やっている狭隘道路の問題なんかも、防災なんですよ、主目的は。ねえ。ですから、そういった、今、委員のようなご意見もあったということ、何かの折に区長にも言うておいてくださいよ。</p> <p>ほかには何かございましょうか。消防とか警察のほうでは何かございませうか。今まで聞いていた中で、こんなことを聞いておきたいというようなことは。ございませうか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
会長	<p>はい。それでは、ほかにはないようでございますので、平成28年度検討の課題ということは、事務局から示されたような形で進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをしたいと思います。第一、第二部会につきましては、本当にお忙しいところを申しわけございませんが、よろしくご議論をいただきたいと思っております。</p> <p>じゃあ、ほかには何かございましたら、事務局から。</p>
事務局	<p>それでは、次第のほうでは3のその他になるのですけれども、1点ご報告をさせていただきます。資料3をごらんいただければと思います。お送りしました資料3、ちょっと一部、すみません、誤りがございましたので、席上に本日配付をさせていただいております資料3というのをごらんいただければと思います。</p> <p>こちらのほう、杉並区ではさまざま民間の社会福祉法人等々のご協力をいただきまして、震災救援所で避難生活を送ることが困難な方のその先のいわゆる避難生活を送る場所としまして、福祉救援所というものを設置しております。こちらの福祉救援所、計画をつくりまして、年度ごとに箇所数を決めて整備しているのですけれども、今年度2カ所、整備いたしましたのでご報告させていただきます。</p> <p>入所、通所施設で一応分けておりまして、入所系の施設でいきますと、番号でいきますと12番、上井草四丁目でございます認知症高齢者グループホームなのですが、こちらの上井草グループボエンデさんというところで</p>



<p>会長</p>	<p>協定を結びまして、新規で開設をすることになりました。通所系の施設ですと、7番のひまわり作業所。松庵二丁目なのですけれども、こちらのほうで、いざというときに要配慮者の方々を収容できるということで、備蓄品等々をそろえて協定を結んだところでございます。</p> <p>来年度以降も、区の実行計画に基づきまして、規定の箇所数を公にしておりますので、その整備に向けて今後とも取り組んでいくところでございます。</p> <p>私のほうからは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ほかに、この際でございますから、何かご意見があれば承りますが。</p> <p>(なし)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ないようでございますので、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。</p>